

京極町農業委員会総会議事録

(第24回令和4年10月27日)

京極町農業委員会

京極町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年10月27日 午後1時30分から 2時20分

2. 開催場所 京極町役場 2階議員控室

3. 出席委員 (11 人)

- 1 番 中村明彦
- 2 番 粥川一也
- 3 番 酒井勇一
- 4 番 熊谷 聡
- 5 番 藤波秀博
- 6 番 横川順行
- 7 番 行天英宏
- 9 番 小柳光義
- 10 番 清本勝彦
- 11 番 船場 茂
- 12 番 後藤耕藏

4. 欠席委員 (1 人)

- 8 番 小山憲一

5. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名について
- 第2 報告第1号 総会諸報告について
- 第3 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第4 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 第5 議案第3号 現況証明願いについて

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 菊地健太

会計年度任用職員 菅野 梓

7. 会議の概要

開会時間 午後 1時30分

後藤会長

これより第24回京極町農業委員会総会を開会いたします。
秋になっても雨が多く、作業が終わった人もいると思いますが、私は終わらず苦戦しています。物価も高くなり、経済的に大変なことになっています。国会のほうも、議員が辞任したりと、良い状況ではありません。今回も議案がありますので、審議のほどよろしく願いいたします。

事務局長

本日、8番小山委員は欠席の旨、連絡がありましたのでご報告いたします。出席委員は12名中11名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
京極町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は後藤会長にお願いいたします。

議長

これより議事に入ります。まず日程第1の会議録署名委員及び会議書記の指名を行います。京極町農業委員会会議規則第16条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

それでは、3番酒井委員、4番熊谷委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には事務局の菅野氏を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

それでは、日程第2、報告第1号「総会諸報告について」、事務局より報告の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長

【報告第1号、朗読】

それでは、日程第2、報告第1号、総会諸報告についてご報告いたします。

委員各位が関係している事案のみ報告させていただきます。

- 1、第23回京極町農業委員会総会を、令和4年9月22日に京極町役場議員控室にて開催しております。
- 2、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査を、9月29日に熊谷委員、後藤委員、事務局で確認しております。場所につきましては、〇〇〇〇氏所有地です。
- 3、現地目証明調査を、10月11日に行っております。内容については、申出者、〇〇〇〇。調査員については、小山委員、船場委員、中村委員、事務局で確認しております。
- 4、農地法第5条調査を、10月24日に熊谷委員、後藤委員、藤波委員、事務局で確認しております。場所につきましては、〇〇〇〇氏所有地です。
- 5、同日、農地法第5条調査を、藤波委員、後藤委員、熊谷委員、事務局で確認

しております。場所につきましては、〇〇〇〇氏所有地です。

6、後志地方農業委員会連合会第2回役員会が、10月26日に共和町にて開催され、事務局が代理出席しております。

7、その他報告事項について、後志地方農業委員会連合会視察研修が11月2日に新篠津村、当別町を視察先として開催予定であり、後藤会長、船場会長職務代理者、粥川委員、酒井委員、事務局の5名で参加する予定です。また、二部会合同研修会が11月9日にようてい農協京極支所大会議室で開催されます。さらに、地区別農業委員会等研修会が11月22日に岩内町の岩内地方文化センターで開催予定であり、本日、案内文書をお配りしておりますので出席をお願いします。

報告第1号につきましては以上となります。

議長

ただいまの報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

議長

よろしいですか。それでは、以上で報告第1号の「総会諸報告について」を終わります。

続いて、日程第3、議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長

【議案書に基づいて、許可申請の内容を説明】

議案書1ページをご覧ください。日程第3、議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請についてご審議願います。

下記のとおり農地等を農地等以外の目的に供するため農地法第5条の規定による申請書の提出があったので、許可申請の内容について審議すると共に、一般社団法人北海道農業会議へ意見聴取を行うことについて議決を求める。令和4年10月27日提出。京極町農業委員会会長後藤耕藏。記。別紙のとおり。

今月の農地法第5条の規定による案件は3件です。それでは、議案書2ページをご覧ください。

番号1。申請者について。貸人、京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。借人、京極町字京極527番地、京極町。土地の表示について。所在、字〇〇。地番、〇〇番。地目、公簿、現況ともに畑。地積、〇〇㎡。転用の目的は、公共堆雪場のための一時転用となります。

番号2。申請者については、番号1と同じ。土地の表示について。所在、字〇〇番〇。地目、公簿、現況ともに畑。地積〇〇㎡。転用の目的は、番号1と同じく公共堆雪場のための一時転用となります。

番号3。申請者について。譲渡人、京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。譲受人、札幌市〇〇、〇〇株式会社。土地の表示について。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。

地目、公簿、現況ともに畑。地積、〇〇㎡。転用の目的は、寒別発電所管理用道路敷地のためとなります。

次に、5条転用許可の内容について、議案書3ページからの審査表を基にご説明します。

番号1及び2については、京極町が当該農地を冬期間除雪を行う際の堆雪場として使用するための一時転用となりますが、それぞれの場所の農地区分が異なるため分けて審査を行っております。

はじめに、番号1について、申請地は、公民館下の町道松川線沿いにある、〇〇〇〇氏宅東側にある農地になります。ここの農地区分につきましては、京極町農業振興地域整備計画において農用地の指定がされていない農地であり、上下水道が埋設された道路沿いで、500メートル以内に公民館などの社会教育施設が存在していることから、市街地化が見込まれる区域内にある第3種農地と判断しております。第3種農地の転用については、原則許可できるとされており、申請理由にも特段の問題はないものと考えます。また、この事業計画には実施の確実性があり、被害防除が発生するおそれが無いと判断できる3年以下の一時的な利用であることも考慮し、農地一時転用の許可相当であると考えます。

なお、番号1については、第3種農地であることから、北海道農業会議への意見聴取は不要となります。

続いて、番号2について、申請地は番号1と同じく、公民館下の町道松川線沿いにある、〇〇〇〇氏宅東側農地の一部となります。ここの農地区分については、京極町農業振興地域整備計画において農用地の指定がされている農用地区域内農地となります。当該地は町道が直角にカーブする突き当たりに位置し、地形上北側と西側から除雪トラックにより押し込まれる雪が集積する箇所であり、道路敷地の余裕が殆どないため、農用地内に雪を堆積させる必要性については合理性があるものと判断しております。更に、申請地は町道隣接地で堆積された雪を搬出しやすい箇所であることから、農地への原状回復が容易であり、農業振興地域整備計画の達成にも支障はないものと考えます。また、この事業計画は実施の確実性があり、被害防除が発生するおそれが無いと判断できる3年以下の一時的な利用であることも考慮し、農地一時転用の許可相当であると考えます。

続いて、番号3について、申請地は、譲渡人が耕作している字〇〇の農地の一部となります。この度、尻別川にある寒別発電所の保全・保守を行うための現地へ至るルートとなる町道目名線の終点と施設建設時に使用していた管理道路の始点の位置が数メートル離れているため、その間にある譲渡人所有の農地を通過する必要があることから当該地を管理用道路として使用するために転用の申請がされたものです。

ここの農地区分については、京極町農業振興地域整備計画において農用地の指定がされている農用地区域内農地ではありますが、現在、農振除外に係る公告中であり、今後において、農用地区域外のおおむね10ha以上の規模の団地の農地の区域内にある第1種農地となることを見込まれております。次に、申請地の代替地がないかどうかの検証につきましては、現地で農地を迂回して通行が可能か確認

を行いました。町道の突き当たりは崖地になっていて、ここを通過するには大規模な工事が必要となることから現実的ではなく、当該農地を使用する以外の選択はないものと判断しております。なお、第1種農地の転用は原則不許可ではありますが、当該申請地については、電気事業者の施設の保全・保守の管理に係る道路の敷設として使用する公益性の高い事業であり、申請に係る農地については隣接する土地と一体として供することが事業の目的を達成するために必要不可欠であり、申請に係る事業の総面積に占める第1種農地の面積の割合が3分の1を超えない場合であり、不許可の例外に該当するものと考えます。また、本事業計画には実施の確実性があり、被害防除が発生するおそれがないことも考慮し、農地転用の許可相当であると考えます。

また、番号2及び3については、北海道農業会議との申し合わせ決議に基づき、意見聴取が必要となる事案に該当することから、本総会において同会議へ意見聴取を行うことについてお諮りするものです。

なお、本議案において許可相当であることが決定され、北海道農業会議からの回答が同じく許可相当と判断された場合は、会長専決により許可証を交付する取扱いとします。

議案第1号につきましては、以上となります。

議 長

ただいまの事務局の説明に関連して、1番、2番を藤波委員より、3番を熊谷委員より、調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

藤波委員

【報告書朗読及び説明】

番号1番、2番について、議案書3ページからの調査書のとおり、10月24日に調査しました。番号1は第3種農地の一時転用であり、また春には畑に戻すということなので、問題はないと思います。番号2は農用地の区域内となりますが、事務局が説明したように一時転用の許可要件を満たしていると判断できますので、許可相当とすることに問題ないと思います。

以上です。

議 長

続いて、熊谷委員お願いします。

熊谷委員

【報告書朗読及び説明】

番号3番について、議案書11ページからの調査書のとおり、10月24日に調査しました。第1種農地ではありますが、事務局からの説明のとおり転用の許可要件を満たしていると判断できますので許可相当とすることに問題はないと思います。

以上です。

議 長

ありがとうございました。それでは、これより質疑に入ります。質問、意見のある方の発言を求めます。ございませんか。

酒井委員

1番、2番には、賃貸料は発生していますか。

事務局

所有者と使用者で個別に賃貸しています。

議長

他に質疑ありますか。

(質問、意見なし)

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

それでは、日程第4、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。行天委員が関係している事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。

それでは、行天委員は退席をお願いします。

(行天委員退席)

議長

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長

【議案書に基づいて、個別の農用地利用集積計画の要請の内容を説明】

議案書17ページをご覧ください。日程第4、議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご審議願います。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、京極町から決定を求められた農用地利用集積計画について議決を求める。令和4年10月27日。京極町農業委員会会長後藤耕藏。記。別紙のとおり。

今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は、1議案1件となっており、新規の利用権設定の計画が1件です。

議案書18ページをご覧ください。

番号1。利用権の設定を受ける者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。利用権の設定等をする者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目、公簿、現況ともに畑。地積、〇〇㎡外〇筆。合計〇筆で〇〇㎡。法律関係。賃貸借。利用権の設定等の種類。賃借権の設定。利用権の期間。始期、令和4年10月28日。終期、令和5年10月27日。期日、令和4年10月27日。借賃、

〇〇円で10アール当たり〇〇円。支払方法、口座振込。貸付理由、輪作体系維持のため。

番号1番について、議案書19ページの調査書にあるとおり、計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。また、議案書20ページには図面を添付しております。

議 長 ただいまの説明に関連して、1番を熊谷委員より、調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

熊谷委員 番号1番について、議案書19ページの調査書の通り、9月29日に調査しました。本来は別の人が借りる予定でしたが、その人が規模縮小の意向だったため、この畑の近所に住んでいる賃貸人との話になりました。輪作体系維持のため、認定農業者に賃貸をするもので問題はないと思います。

議 長 ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

(発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、番号1番は、原案のとおり決定致しました。

(行天委員着席)

それでは、日程第5、議案第3号「現況証明願いについて」を議題と致します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 **【議案書に基づいて、個別の現況証明願いの内容を説明】**

議案書21ページをご覧ください。日程第5、議案第3号、現況証明願いについてをご審議願います。

次のとおり現況証明願出があったので、証明の可否について議決を求める。令和4年10月27日提出。京極町農業委員会会長後藤耕藏。記。番号1。区分、証明。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目、公簿、畑、現況、農地、採草放牧地以外。地積、〇〇㎡。利用状況、平成29年より不耕作。所有者、京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。理由、地目変更登記のため。

証明願いがありました1番の事案につきましては、地区委員と現地調査をした

結果、農地以外となっていることを確認しております。議案書22ページ以降に調査表並びに現況写真を添付していますのでご覧いただき、詳細は地区委員から説明いただきます。

議 長 現地調査をした委員を代表して、番号1番を船場委員から説明をお願いします。

船場委員 受付番号1番について、議案書22ページの調査表のとおり、10月11日、農業委員3名と事務局で現地調査を行いました。

1番の利用状況は、平成29年より不耕作であり樹木も生えており、現地調査した委員の意見として、農地・採草放牧地以外の雑種地と確認しました。

平成29年から不耕作となっており、それ以前については住宅の裏は機械置き場、木が生えているところは家庭菜園や、ビートの育苗ハウスがありました。

議 長 これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の報告、議案の審議はすべて終了いたしました。

この際、その他の件について、委員から発言がある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

よろしいですか。それでは以上をもちまして、第24回京極町農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時間 午後 2時20分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

会 長

議事録署名員

議事録署名員

次回の総会の日程について、予定 11月24日（木）午後 1時30分